

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る指導検査  
等実施要綱

令和元年5月28日

要綱第13号

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る指導検査実施要綱(平成29年2月府中市要綱第13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設等に対する指導検査、業務管理体制検査及び集団指導の実施に関し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (2) 特定教育・保育提供者 法第55条第1項に規定する特定教育・保育提供者をいう。
- (3) 指導検査 法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等(以下「一般指導検査」という。)並びに法第38条第1項及び法第50条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等(以下「特別指導検査」という。)をいう。
- (4) 業務管理体制検査 法第56条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等をいう。
- (5) 集団指導 特定教育・保育施設等指導指針(平成27年12月7日付府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号別添1)3(1)に規定する集団指導をいう。
- (6) 特定教育・保育等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

- (7) 施設型給付費等 法第11条に規定する施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費をいう。

(指導検査の目的)

第3条 指導検査は、市内の特定教育・保育施設等の運営状況が法令等を遵守しているかについて個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、法令等のほか指導検査に関する通知、実績等を勘案し、重点的かつ効果的に実施するものとする。

2 指導検査は、画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策に関する具体的な助言及び指導により実施するものとする。

3 指導検査は、必要に応じて関係部署との合同検査や情報交換を密にする等十分な連携を図り実施するものとする。

4 第16条に規定する指導に対し、適切な措置が講じられないときは、法令等の定めるところにより行政上の措置を行うものとする。

(指導検査基準)

第5条 指導検査において特定教育・保育施設等の運営状況が法令等を遵守しているかについて個別的に明らかにするための基準（以下「指導検査基準」という。）は、市長が別に定める。

(指導方法)

第6条 市長は、指導検査の結果、特定教育・保育施設等の運営状況が、次に掲げる場合に該当するときは、当該運営状況を改善すべき旨を文書で指摘する指導（以下「文書指摘指導」という。）を行う。

- (1) 法、令、規則、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）及び府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年府中市条例第15号）（以下「福祉関係法令等」という。）に係る指導検査基準の項目に違反している場合（次項第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）

- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186

号) その他の関係法令(以下「その他の関係法令」という。)に係る指導検査基準の項目に違反している場合で、管理運営上の支障が大きいとき又は正当な理由がなく改善を怠っているとき。

2 市長は、指導検査の結果、特定教育・保育施設等の運営状況が、次に掲げる場合に該当するときは、当該運営状況を改善すべき旨を口頭で指摘する指導(以下「口頭指摘指導」という。)を行う。

(1) その他の関係法令に係る指導検査基準の項目に違反している場合(前項第2号に掲げる場合を除く。)

(2) 福祉関係法令等に係る指導検査基準の項目に違反している場合で、当該違反が軽微なものであるとき。

(3) 福祉関係法令等に係る指導検査基準の項目に違反している場合で、当該違反を改善する途中である等の特別な事情があるとき。

3 市長は、指導検査の結果、特定教育・保育施設等の運営状況が、指導検査基準に掲げる項目に適合する場合で、必要があると認めるときは、運営水準の向上のための助言(以下「助言指導」という。)を行うことができる。

(指導検査の実施体制)

第7条 指導検査を実施する職員(以下「検査員」という。)の体制は、職員3人以上とし、そのうち1人は係長以上の職にある者(府中市職務権限規程(昭和45年7月府中市訓令第8号)第3条第5号に規定する職位の階層以上の者をいう。以下同じ。)とする。

2 検査員は、指導検査基準の項目ごとに分担して指導検査を実施し、係長以上の職にある者が検査員相互の連携を調整するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、検査員以外の職員その他の指導検査に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項に関する調査を行わせることができる。

(指導検査の通知)

第8条 市長は、指導検査を実施するときは、実施の日時、場所、指導内容その他の指導検査の実施に関し必要な事項を、第10条又は第14条の規定により対象となった特定教育・保育施設等の特定教育・保育提供者(以下「対象者」という。)に対して、あらかじめ通知書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特定教育・保育施設等の運営状況に問題が

発生し、又はそのおそれがあると認める場合は、指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により、指導検査を実施することができる。

(一般指導検査計画)

第9条 市長は、毎年度、一般指導検査の実施時期その他効率的な実施に必要な事項に関する計画（以下「検査計画」という。）を定めるものとする。

(一般指導検査の対象)

第10条 一般指導検査の対象となる特定教育・保育施設等（以下「一般指導検査対象施設」という。）は、検査計画において対象とされた特定教育・保育施設等とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(調査書等の提出)

第11条 市長は、一般指導検査対象施設の特定教育・保育提供者に対し、一般指導検査に必要な事項に関する調査書（以下「調査書」という。）及びこれに係る資料を提出させるものとする。

(一般指導検査の実施)

第12条 一般指導検査は、一般指導検査対象施設において、検査員が、調査書及び法令等の遵守状況の確認のために必要となる関係書類を閲覧し、又は対象者と面談等を行うことにより、当該一般指導検査対象施設の運営状況が指導検査基準に適合するか否かを確認するものとする。

2 検査員は、前項の規定による確認の後、対象者に対し、一般指導検査の内容の講評（以下この条及び次条において単に「講評」という。）を行うものとする。この場合において、係長以上の職にある検査員にあつては当該一般指導検査の内容の全般にわたる事項及び自ら担当した個別の事項について、その他の検査員にあつては自ら担当した個別の事項について行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法令等の解釈に疑義が生じた場合その他検査員が必要と認める場合は、一般指導検査の実施日に講評を行わず、別に定める日に関係者を招致して講評を行うことができる。

4 検査員は、講評が終了したときは、速やかに、当該講評の内容を所管する部の部長に報告しなければならない。

(一般指導検査の結果に基づく指導等)

第13条 市長は、講評の内容を踏まえて、文書指摘指導、口頭指摘指導又は助言指導を行うか否かを決定し、その結果を対象者に対し、通知書により通知す

るものとする。

- 2 市長は、口頭指摘指導又は助言指導の内容が、講評と同様の内容である場合は、前項の通知書にその旨を記載する方法により指導を行うことができる。
- 3 対象者は、文書指摘指導を受けたときは、第1項の通知書を受領した日から30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出(以下「改善報告」という。)をしなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、改善報告の内容を確認するために必要な調査を行うことができる。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、一般指導検査の結果を通知し、対応に関する協議を行うものとする。

(特別指導検査の対象)

第14条 特別指導検査の対象となる特定教育・保育施設等(以下「特別指導検査対象施設」という。)は、次の各号のいずれかに該当する特定教育・保育施設等とする。

- (1) 法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置をとるべき違反の疑いがあるとき。
- (2) 施設型給付費等の請求について不正又は著しい不当の疑いがあるとき。
- (3) 一般指導検査において特別指導検査を行う必要があると市長が認めたとき。

(特別指導検査の実施)

第15条 特別指導検査は、特別指導検査対象施設において、検査員が、調査書及び法令等の遵守状況の確認のために必要となる関係書類を閲覧し、又は対象者と面談等を行うことにより、前条各号に掲げる場合に関する事項について、当該特別指導検査対象施設の運営状況が指導検査基準に適合するか否かを確認するものとする。

- 2 第12条第2項から第4項までの規定は、特別指導検査の実施について準用する。

(特別指導検査の結果に基づく指導等)

第16条 市長は、前条第2項において準用する第12条第2項前段の規定により行う特別指導検査に係る講評の内容を踏まえて、文書指摘指導、口頭指摘指導又は助言指導を行うか否かを決定し、その結果を対象者に対し、通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指導を行うことを決定したときは、問題の重要性

及び緊急性に応じて、重点的又は継続的に指導を実施するものとする。

3 第13条第2項から第4項までの規定は、特別指導検査の結果に基づく指導について準用する。

4 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、法第39条第1項又は第51条第1項の規定による勧告のための手続を行うものとする。

(1) 改善報告が期限内にされない場合

(2) 改善の意思がなく、又は改善を怠っていると認められる場合

(3) 利用者に重大な影響が及んでいる等緊急を要すると認められる場合

(業務管理体制検査)

第17条 業務管理体制検査の対象となる特定教育・保育施設等（以下この条において「対象施設」という。）は、一般指導検査対象施設のうち、市に対して法第55条第2項の規定による届出を行った施設とする。

2 第7条及び第9条の規定は、業務管理体制検査について準用する。この場合において、同条中「指導検査」とあるのは、「業務管理体制検査」と読み替えるものとする。

3 業務管理体制検査は、検査員が一般指導検査の際に、対象施設における法第55条第1項の業務管理体制が、規則第45条に規定する基準に従い、適切に整備され、又は実施されているかを確認するものとする。

4 検査員は、前項に規定する確認が終了したときは、速やかに、その内容を所管する部の部長に報告しなければならない。

5 市長は、第3項の規定による確認の結果を、対象施設の特定教育・保育提供者に対して、通知書により通知するものとする。この場合において、改善が必要な事項があると認められるときは、改善を求める事項を付して通知するものとする。

6 前項後段の規定による通知を受けた者は、当該通知書を受領した日から30日以内に改善状況報告書又は改善計画書を提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第18条 指導検査及び業務管理体制検査は、東京都その他の各種法令に基づく指導監査の実施主体となる関係機関と事前に調整を行い、必要に応じて複数の検査を同時に実施するものとする。

(集団指導)

第19条 集団指導は、次のいずれかに掲げる場合に、対象となる特定教育・保育施設等を決定して行うものとする。

(1) 法第27条第1項又は第29条第1項に基づく確認を受けた日から概ね1年以内の特定教育・保育施設等がある場合

(2) 内閣府令等の改正その他の市長が集団指導を行う必要があると認める場合

2 市長は、前項の規定により集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、実施の日時、場所、指導内容その他の集団指導の実施に関し必要な事項を、当該施設等の特定教育・保育提供者に対して、あらかじめ通知書により通知するものとする。

(様式)

第20条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定めるものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

付 則 (令和3年5月6日要綱第46号)

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

付 則 (令和6年3月21日要綱第24号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。